

急な坂スタジオ内多目的ホール壁面装飾撤去、処分及び新規壁クロス施工業務委託仕様書
(横浜市にぎわいスポーツ文化局)

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「急な坂スタジオ内多目的ホール壁面装飾撤去、処分及び新規壁クロス施工業務委託」(以下「本委託業務」という。)に適用する。また、本委託業務については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

(目的)

第2条 本委託業務は当課所管施設である急な坂スタジオ内多目的ホール壁面の装飾の撤去及び代替壁クロスの施工により、適切な施設維持を行うことを目的とする。

第2章 業務

(委託内容)

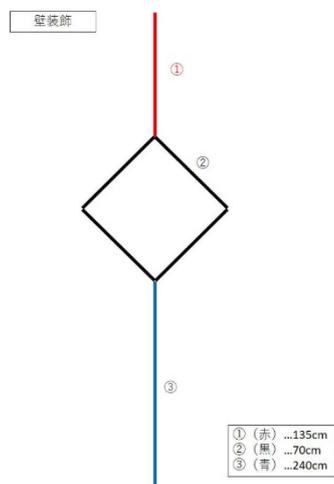
第3条 本委託業務は以下の通りとする

- (1) 多目的ホール壁面装飾の撤去及び処分
- (2) 新規壁クロスの施工

2 前項(1)の壁面装飾については次のとおりとする。

【壁面装飾概要】

- ・素材： 金属製
- ・個数： 40組 (一部剥離あり)



3 第1項(2)の新規壁クロスの仕様は次のとおりとするが、素材・色等については事前に委託者にサンプル等をもって確認する。

- ・使用クロス： 中級程度(塩化ビニール樹脂系壁紙)
- ・色： クリーム

4 多目的ホールの位置、面積及び高さは別紙1を参照すること。

(条件)

第4条 本委託業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議し、各施設の通常業務及び維持管理に支障がないよう行う。

(疑義)

第5条 本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、受託者は、委託者と書面により協議する。

(官公署等への手続き)

第6条 本業務委託に必要な官公署その他に対する諸手続きは受託者が遅延なく行い、その費用は受託者の負担とする。

(検査)

第7条 受託者は、業務が完了したときは、次の書類を委託者が指定する検査員に提出し、検査を受けるものとする。

提出書類	提出期限	部数
完了届出書	業務完了時	1部

(支払)

第8条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を委託者へ提出し、委託代金の支払を請求する。

提出書類	提出期限	部数
請求書	完了検査合格後	1部

(担当)

第9条 本業務委託の担当は、創造都市推進課とする。

(受託者の負担範囲)

第10条 業務に必要な資機材については、すべて受託者が用意する。

- 2 業務の状況に応じて必要な消耗部品、材料、油脂等が発生した場合のうち、軽微なものについては受託者の負担とする。

(保安対策)

第11条 受託者は本委託の履行に際し、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、安全に作業を行う。

(損害の負担)

第12条 本業務中に受託者の責において被った損害等について、委託者は一切の責任を負わない。

- 2 作業中に受託者の行為により既設設備等に損害を与えた場合は、受託者の責任とし無償でかつ迅速に修復する。

(業務報告書)

第13条 業務報告書は、次のとおりとする。

- (1) 業務状況写真(適宜写真撮影すること)
- (2) その他委託者が指示するもの

(完了検査)

第14条 履行を確認するための検査は、次のとおりとする。なお、検査は報告書及び関係書類を提出し、本業務委託に係る現場責任者立会いのもと実施するものとする。

(1) 書類検査

(2) 検査員の指示する事項

(機密保持)

第15条 受託者は、本業務委託の履行により知り得た情報等を本市の承諾なしに第三者に公開してはならない。

(現場の事前確認)

第16条 現地の事前確認を希望する場合は、委託者と調整の上実施する。

急な坂スタジオ館内見取図

1F



2F

